

# スウェーデンの国民投票制度

山岡 規雄

## 1 制度の概要

2003年9月14日、スウェーデンにおいてユーロ導入の是非を問う国民投票が実施された。投票の結果、ユーロ導入反対が51.1%、賛成が41.8%と反対派が多数を占めた。この国民投票は、諮問的国民投票であり、法的拘束力を有するものではないが、政府は国民の意思を尊重し、ユーロ導入を見送ることを決定した。

スウェーデンの国民投票には、2つの類型があり、1つが今回行われたような一般的な政策事項に関する諮問的国民投票であり、もう1つが基本法の改正に関する国民投票である。基本法とは、憲法に相当する法律であり、統治法第3条によれば、統治法、王位継承法、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する法律の4法律のことを指すものとされている。

### (1) 諮問的国民投票

統治法は諮問的国民投票の詳細について規定しておらず、全国レベルの国民投票については法律により定めると規定するのみである（第8章第4条）。この規定に従い、国民投票の手続を定めたのが、「国民投票法」（以下、「1979年法」という。）である。統治法においても、1979年法においても、諮問的国民投票に付すことのできる事項について特に限定が設けられていないため、議会は任意の事項について国民投票に諮ることができる。1979年法第18条にいうように、諮問的国民投票を行う場合には、質問事項等を明記した特別法を制定することになっている。今回のユーロの導入に関する諮問的国民投票の場合には、「ユーロの導入に関する国民投票法」（以下、「2003年法」という。）が制定された。

### (2) 基本法の改正に関する国民投票

基本法の改正に関する国民投票の手続はやや複雑である。統治法第8章第15条によれば、基本法の改正が成立するためには、改正案を議会（一院制）において同一文言で2回議決する必要がある。1回目と2回目の議決の間には、議会の総選挙を挟まなければならない。国民投票は、こうした一連の改正手続における義務的な要件ではなく、1回目の議決の後、議員の10分の1以上によって提出された、国民投票を求める動議に対し、議員の3分の1以上が賛同した場合に実施される。

国民投票は、議会選挙と同時に実施される。国民投票の投票者の過半数が基本法の改正案に反対し、かつ、その反対票の数が同時に実施された議会選挙の有効投票の半数を超えている場合には、その改正案は否決される。否決されなかった場合には、新たな議会に改正案が上程される。したがって、国民は、改正案に対する拒否についてのみ最終的な決定権を有し、改正案を最終的に承認する権限は有していない。

## 2 過去の実施例

スウェーデンにおいては、1922年の諮問的国民投票の導入以降、今回の国民投票を含めて過去6回国民投票が実施されているが、すべて諮問的国民投票であり、基本法改正に関する国民投票が実施されたことはない。

6回の国民投票の案件は、①アルコール飲料の禁止（1922年）、②右側通行（1955年）、③付加年金計画（1957年）、④原子力発電所（1980年）、⑤EU加盟（1994年）、⑥ユーロ導入（2003年）

であった。<sup>(注2)</sup>

このうち、①②⑥については反対票が多数を占め、⑤については賛成票が多数を占めた。③④は「賛成」「反対」で賛否を問う投票ではなく、3案を提示して、いずれに賛成であるかを問う形式で行われた。

### 3 国民投票の手続

#### (1) 投票権者

議会選挙の選挙権者（すなわち、18歳以上のスウェーデン国民）が、国民投票において投票する権利を有する（1979年法第1条）。今回の国民投票に関しては、それに加えて外国人による投票も認めた。すなわち、欧州連合加盟国、アイスランド又はノルウェーの18歳以上の国民で、スウェーデンにおいて住民登録を行っている者、また、それ以外の国の国民で3年間継続して住民登録を行っている者にも投票権を認めた（2003年法第3条）。

#### (2) 投票用紙

投票用紙については、国民投票の案件に対する見解を印刷したものが作成される。すなわち、今回のように「賛成」「反対」で意見を表明する投票の場合には、「賛成」と「反対」の2種類の投票用紙が作成される。また、今回のような賛否を問う投票ではなく、年金問題や原子力発電所問題のように3以上ある提案のうちのいずれかを問う場合には、提案の数だけの投票用紙が作成される。その他、白票のために「白票」と印刷された投票用紙も作成するものとされている（1979年法第7条、2003年法第4条）。

#### (3) 投票方法

投票人名簿に掲載されている投票区の投票所のほか、特に理由がある場合には、<sup>(注3)</sup>郵便局、特設投票所（病院その他の療養施設）又は在外公館で投票することができる（1979年法第10条）。

病気や老齢又は服役中等の理由で本人による

投票が困難である場合には、選挙法第14章の準用により、投票者の配偶者、子等による代理投票が認められる。郵便局で投票する場合には、地域郵便配達員による代理投票が認められる。

#### (4) 集計と結果の告示

投じられた票は、投票所及び選挙委員会において予備集計された後、県当局において最終集計が行われる（1979年法第11条及び第12条）。その後中央選挙事務局が、各県の報告に基づき、全国レベルの集計を行う。集計結果は、官報に公示され、これにより国民投票が終了する。投票用紙は、県当局のもとに1年間保存される（1979年法第15条）。

#### (5) 不服の訴え

投票結果に対する不服の訴えは、投票終了後10日以内に選挙審査委員会に対して行う（1979年法第16条第1項、選挙法第19章第3条）。選挙審査委員会は、議会選挙に対する不服の訴えを審査する機関であり、その委員は現職の裁判官又は裁判官であった者から議会によって選出される（統治法第3章第11条）。

不服の訴えは、投票権者、政党、キャンペーン団体が行うことができる（1979年法第16条第2項）。国民投票の準備・実施に際して、当局が規則違反を行った場合、又は投票において不正行為があった場合で、それらの行為が投票の結果に影響を与えたと推測できる理由があるときには、選挙審査委員会は、必要な範囲で投票を取り消すとともに、新たな投票を命令することができる（1979年法第17条第1項）。

### 4 キャンペーン活動

国民投票のキャンペーン活動については、議会に議席を有する政党及びキャンペーン団体に対し、<sup>(注4)</sup>国庫から活動資金が支給される。今回の国民投票においては、総額1億4,000万クローナ（約19億4,700万円）の公的助成が行われ、この

うち9,000万クローナ(約12億5,200万円)がキャンペーン団体に、3,000万クローナ(約4億1,700万円)が政党に支給された。キャンペーン団体については、9,000万クローナのうち、4,200万クローナ(約5億8,400万円)が賛成派に、4,800万クローナ(約6億6,800万円)が反対派に配分された。キャンペーン団体への助成金は賛成・反対各派の頂上組織に支給され、各派内での配分方法はそれぞれの裁量に委ねられている。政党については、各党一律に100万クローナ(約1,400万円)が支給され、残額を議席数で比例配分した。<sup>(注5)</sup> キャンペーン団体は、前述のように国民投票の結果に対する不服の訴えを行う権利を有するほか、投票用紙、投票用封筒等を一定の限度において中央選挙事務局に請求する権利を有する<sup>(注6)</sup> (2003年法第5条)。

今回のユーロ導入に関する国民投票においては、議会のホームページ上に、賛成派、反対派ごとに政党、キャンペーン団体のホームページへのリンクのリストが作成され、賛成派として、社会民主党、穏健党、自由党、キリスト教民主党の4政党のほか、5つの団体、反対派として、左翼党、中央党、緑の党の3政党のほか、27の団体がリストアップされていた。<sup>(注7)</sup>

## 5 諮問的国民投票の政治的効果

過去スウェーデンで実施された国民投票は、すべて諮問的国民投票であり、法的拘束力を有するものではなかったが、議会はそれぞれの案件につき、概ね国民の意向を尊重する対応をとってきた。<sup>(注8)</sup>

第1回の国民投票の結果、アルコール飲料禁止に関する法律の制定は見送られ、第5回の国民投票の2か月後にはEU加盟が実現した。第3回の年金問題については、様々な曲折を経たものの、最終的には国民の支持が最も高かった案に沿った年金計画が策定された。第4回の原

子力発電所問題については、投票結果とその後のエネルギー政策の関係の明確な評価が困難であるため、この第4回のケースを除くと、第2回の右側通行への変更に関する国民投票が国民の意思に明白に反した唯一のケースとなる。このケースでは、国民の圧倒的多数が現状維持を支持したにもかかわらず、投票から12年後の1967年に右側通行への変更が実施された。その際、改めて国民投票が行われることはなかった。

今回の国民投票では、国民の意思に従い、ユーロの導入は見送られたが、いずれ再検討される問題であると考えられるため、今後スウェーデン議会がどのような対応をとるのか注目される<sup>(注10)</sup> ところである。

(注)

- (1) 1979年の統治法の改正により、基本法改正に関する国民投票が追加された。
- (2) 各回の投票率は、以下のとおりである。①55.1%、②53.2%、③72.4%、④75.6%、⑤83.3%、⑥82.6%。
- (3) 実際には、緩やかに運用されており、投票日前日までであれば、特別な理由がなくても投票ができるようになっている。
- (4) 第2回の1955年の国民投票から実施されるようになった。
- (5) この基準に従い、キャンペーン団体と政党への支給額を合計すると賛成派6,450万クローナ(約8億9,700万円)、反対派5,550万クローナ(約7億7,200万円)となる。
- (6) 自らの団体が支持する見解が印刷された投票用紙を配布することが、実態として、重要なキャンペーン活動の一つとなっている。
- (7) <<http://www.riksdagen.se/eu/teman/emu/sv/kampanjer/organ.asp>> (last access 2003.10.10)
- (8) Olof Ruin, "Sweden: the referendum as an instrument for defusing political issues." *The referendum experience in Europe* (Houndmills: Macmillan, 1996), pp.181-183.

(9) 第1案は、石油依存を減少させ、再生可能なエネルギー源が利用できるようになるまで稼働中、稼働準備中又は建設中の12基の原子力発電所を使用し、さらなる原子力利用の拡大は行わないというものであった。第2案は、第1案に加えて省エネルギーの推進、再生可能なエネルギーの研究の強化、原子力発電所の安全管理の強化、原子力発電所の公営化等を提案するものであった。第3案は、原子力利用の拡大に反対し、稼働中の原子力発電所を10年以内に廃止し、省エネルギー計画の推進等を提案するものであった。投票結果は、第1案が18.9%、第2案が39.1%、第3案が38.7%であった。

この結果を受け、1980年6月、議会は2010年までの原子力発電所の段階的全廃を決定したが、現在11基が稼働中で、全廃の見込みは立っていない(2003年末

にもう1基の閉鎖が予定されていたが、閉鎖期限が延期された)。2002年6月、議会は2010年という段階的全廃の期限を撤廃した。10年以内的全廃という条件を設けた第3案が4割近い支持を集め、第1案よりも脱原子力について厳しい条件を付した第2案が多数を占めた投票結果に鑑み、脱原子力が進展しない状況を国民投票の結果に対する違反と見なす見解もある。

(10) ペーション首相は、投票結果の判明後、今後10年間はユーロに関する国民投票は行われまいだろうというコメントを発表している(『東京新聞』2003.9.16夕刊)。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

# 国民投票法

## (1979年法令第369号)

Folkomröstningslag (1979 : 369)

山岡 規雄  
間柴 泰治 訳  
井田 敦彦

### 第1条

この法律は、統治法第8章第4条に規定する国民投票に適用する。

### 第2条

選挙法(1997年法令第157号)第1章第15条に規定する中央選挙事務局を国民投票の中央事務局とする。

### 第3条

国民投票のために、全国を投票区に分ける。選挙法(1997年法令第157号)に基づいて選挙の際に選挙区を形成するコミューン【訳注：スウェーデンの基礎自治体】内の区域を投票区とする。

### 第4条

選挙法(1997年法令第157号)第1章第17条に規定する選挙委員会は、各コミューンにおいて国民投票の実施に責任を負う。

国民投票が王国議会選挙と同時にに行われる場合には、選挙法第4章第6条の規定に基づいて、選挙管理人として任命された者を投票管理人とする。[王国議会選挙と同時にに行われない場合には、]国民投票の前に、選挙委員会は、投票に際し投票区において投票管理人となる者を各投票区につき少なくとも4名任命する。選挙管理人に関する選挙法第4章の規定を、[国民投票のために]特に任命された投票管理人について準用する。

### 第5条

王国議会選挙の選挙権を有する者は、国民投票の投票権を有する。

投票権の有無は、投票の前に調製される投票人名簿に基づいて決定される。投票が選挙法(1997年法令第157号)に基づく他の選挙と同時に行われない場合には、投票のための投票人名簿は、選挙法第7章第1条、第4条、第10条、第11条及び第13条を準用して調製するものとする。選挙人名簿の修正についての決定に対する異議申立ての権利に関する同法第7章第14条の規定は、投票に関する異議申立てについても準用するものとする。

### 第6条

国民投票が実施される場合には、中央選挙事務局が別に定めない限り、投票のために調製された投票人名簿に基づき投票権を有するすべての者について、当該投票権者に関する情報が記載された投票券を作成するものとする。投票券は、さらに、当該投票権者に対する案内のため、投票に関する情報を含むものとする。国民投票及び王国議会選挙が同時に実施される場合には、共通の投票券を作成する。その他投票券に関する事項については、選挙法(1997年法令第157号)第7章第7条から第9条までの規定を準用する。

中央選挙事務局は、適切な方法により、投票時間及び投票方法その他国民投票に適用される規定を一般公衆に周知させなければならない。

また、当該事務局は、基本法の改正に関する国民投票の前に、投票が予定している提案の文言を一般公衆に周知させなければならない。

#### 第7条

国民投票に際しては、中央選挙事務局によって交付された投票用紙のみを使用することができる。

投票の対象となっている提案ごとに、見解を印刷した投票用紙が作成される。さらに、白票の投票用紙を用意するものとする。同一の投票のための投票用紙は、大きさ、色及び材質について同一のものとする。

#### 第8条

国は、必要とされる枚数の投票用紙を作成するための費用を負担する。

投票所において、投票人は、次の各号に掲げるものの交付を受けることができるものとする。

1. 国民投票の対象となっている各提案に対応した投票用紙
2. 白票の投票用紙

封筒については、選挙用封筒に関する選挙法(1997年法令第157号)第8章第1条第2項、第2条及び第3条の規定を準用する。

#### 第9条

何人も、一の投票で二以上の提案に対して投票してはならない。提案のいずれに対しても投票を希望しない者は、白票の投票用紙を投じることができる。

#### 第10条

投票は、国民投票の日に、投票人が投票人名簿に掲載されている投票区の投票所において行う。王国外若しくは王国内の別の地域に居住しているため、又は別の理由により〔本項第1文

にいう〕時及び場所において投票することが困難である投票権者は、国内の郵便株式会社の郵便局、国内の特設投票所又はスウェーデン在外公館において投票することができる。

複数の投票が同時に行われる場合には、郵便局、国内の特設投票所又は在外公館において投票する者は、その者が行う意思のあるすべての投票について、同一の機会に投票権を行使するものとする。投票が王国議会選挙と関連して行われる場合には、〔本項第1文にいう〕投票人であって、投票及び選挙の双方に参加する意思のあるものは、選挙に投票するのと同時に国民投票に投票するものとする。

郵便局、国内の特設投票所又は在外公館における投票及び投じられた票のその他の措置に関する事項については、選挙法(1997年法令第157号)第11章から第15章までに規定する王国議会総選挙に関するその他の条項を準用する。国民投票が王国議会補欠選挙と関連して行われる場合又は国民投票が王国全土で行われるものでない場合には、選挙法第11章から第15章までの補欠選挙に関する規定を準用する。

投票所においては、この法律、選挙法及び国民投票のために特に制定された法律がある場合には、当該法律の写しを入手することができるよう措置を講じるものとする。基本法の改正に関する国民投票の場合には、これら写しに加え、投票の対象とされる提案の写しを入手することができるよう措置を講じるものとする。

#### 第11条

投じられた票は、投票所及び選挙委員会において、予備集計される。この場合には、選挙法(1997年法令第157号)第16章及び第17章までの規定を準用する。投票が王国議会選挙と同時に行われる場合には、第15章第7条から第13条及び第17章第3条から第7条までの規定に従って、投票及び選挙について同時に事前投票の点

検を行う。

集計に際して、投票用紙は、見解に従って分類される。白票の投票用紙は、別に分類する。分類に従って投票数を集計し、記録簿に記録する。次いで、投票用紙は、分類に従って専用の包装に梱包される。包装には、その投票用紙の分類及び投票数が記録される。

選挙委員会における集計に際しては、各投票ごとに、かつ、コミューン議会選挙において選挙区を形成する各地域ごとに、一の投票箱を使用する。

#### 第12条

投じられた票は、県当局によって集計され、確定する。この場合には、記録は、コミューン議会選挙において選挙区を構成する各地域ごとに行うものとする。集計に関しては、選挙法（1997年法令第157号）第18章第1条及び第3条から第9条までの規定を準用するものとする。

#### 第13条

次の各号に掲げる投票用紙は、無効とする。

1. 投票のために中央選挙事務局によって交付されたものでない投票用紙
2. 故意に付与したことが明白である符号が記入された投票用紙

一の投票用封筒のうちに、同じ見解の投票用紙が複数あった場合には、単に一票と集計するものとする。これに該当せず、一の投票用封筒のうちに二以上の〔異なる見解の〕投票があった場合には、これらの投票用紙は、無効とする。

#### 第14条

県当局で集計が行われた後、投票用紙は、有効無効を区別し、それぞれ専用の包装に梱包する。包装は、封印をする。投票用紙は、集計作業が終了してから少なくとも1年間、保存する。

集計作業は、記録簿を確認検査することによ

り終了する。記録簿は、中央選挙事務局に対し速やかに送付する。

#### 第15条

中央選挙事務局は、県当局から送付された記録簿に基づき、投じられた票を王国全土について集計し、官報における公示により、国民投票の結果を告示する。国民投票は、告示をもって終了する。国民投票に関係する文書は、投票が終了してから少なくとも1年間、安全に保存し、維持する。

#### 第16条

中央選挙事務局が国民投票の結果を認定した決定に対する不服の訴えは、選挙審査委員会に対して行う。当該訴えについては、選挙法（1997年法令第157号）第19章第16条及び第17条並びに王国議会選挙の不服の訴えに関する第1章第19条並びに第19章第3条第1項、第4条及び第5条から第8条までの規定を準用する。

不服の訴えは、投票人名簿によって国民投票の際に投票権を有する者及び選挙法第7章第11条に規定する決定によって選挙権の行使を禁止された者が行うことができる。不服の訴えは、政党又は投票が行われた提案のいずれかを支持したキャンペーン団体も行うことができる。

#### 第17条

当局が責任を負う国民投票の準備及び実施業務において規定された規則からの逸脱があった場合又は投票を妨げ、投じられた票を操作し、若しくはその他の方法により投票において不正な行為が行われた場合であって、それらの行為が投票の結果に影響を与えたと推測できる理由のあるときには、選挙審査委員会は、投票の不服の訴えの審査により必要な範囲で投票を取り消すとともに、コミューン議会議員の選挙で選挙区を形成する一又は二以上の地域についての

新たな投票を命令するものとし、又は新たな集計によって訂正が生じ得る場合には、当該訂正の実施を中央選挙事務局に命ずるものとする。ただし、新たな投票命令は、諮問的な国民投票に関する限り、それらの行為により、国民投票の結果が投票の目的に鑑みて誤解を生じさせる可能性がある場合にのみ、命令することができる。

ある決定に対する不服の訴えが法律によって認められていない場合又は特別の手續に基づいて行われなければならない場合には、当該決定に係る事実、本条にいう不服の訴えの証

拠とすることはできない。

#### 第18条

国民に向けられるべき質問事項及び投票の期日は、諮問的な国民投票の前に、特別法において公示する。

(注) [ ] 内は訳者による補記である。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)

(ましば やすはる・政治議会課)

(いだ あつひこ・社会労働課)

# ユーロの導入に関する国民投票法 (2003年法令第83号)

Lag (2003 : 83) om folkomröstning införande av euron

山岡 規雄 訳

## 第1条

2003年9月14日に、ユーロの導入に関し、全土において国民投票を実施するものとする。

投票は、次の質問に対する賛成又は反対に関するものとする。

「あなたは、スウェーデンが通貨としてユーロを導入すべきであると思いますか。」

## 第2条

当該投票については、国民投票法（1979年法令第369号）及び[この法律の]第3条から第7条までの規定を適用する。

## 第3条

次の各号に掲げる者もまた投票権を有する。

1. 投票日までに18歳に達しており、かつ、スウェーデンにおいて住民登録を行っている欧州連合の加盟国、アイスランド又はノルウェーの国民
2. 投票日までに18歳に達しており、かつ、投票日までの3年間継続してスウェーデンにおいて住民登録を行っているその他の外国人

## 第4条

投票用紙には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1. 「国民投票」という標題
2. 第1条に掲げる質問
3. 「賛成」又は「反対」の回答のいずれかただし、白票については、標題のほかに、「白

票」という文言のみを記載する。

## 第5条

王国議会に議席を有する政党及び賛成又は反対の立場から活動し、かつ、その活動に対して国の助成を受けているキャンペーン団体は、中央選挙事務局に対し、希望する枚数の投票用紙を請求することができる。国は、投票用紙の費用を負担するが、各請求者につき、全土の投票権者の人数の2倍に相当する枚数を限度とする。さらに、各政党及び各キャンペーン団体は、申請により、投票用封筒、代理投票のための封筒及び郵便投票のための封筒を無料で中央選挙事務局が必要と認める限度において受領することができる。

## 第6条

代理投票のための封筒を取り扱う地域郵便配達員は、2種類の回答用投票用紙及び白票の投票用紙を携行するものとする。

## 第7条

中央選挙事務局は、投票用紙の提供が投票日の30日前までに行われるように、投票用紙の請求の最終期限日を定める。その他の事項については、選挙法（1997年法令第157号）第6章第15条の規定を準用する。

(注) [ ] 内は訳者による補記である。

(やまおか のりお・政治議会課憲法室)